

重要事項説明書

グループホームあおぞら

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団芙蓉会が開設する、グループホームあおぞら（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護の状態にある高齢者等に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事を目的とします。

(事業の運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護の状態にある高齢者等の心身の特徴をふまえ、入居者が可能な限り、共同生活住居において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、その他必要な援助を行います。

2 事業の実施にあたっては、行政及び地域の保健、医療、福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、必要な体制の整備を講じます。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- ① 名称 グループホームあおぞら
- ② 所在地 東京都町田市南町田3-4-3-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に置くべき従業者の職種及び員数は、次のとおりです。

- ① 管理者 1人
- ② 計画作成担当者 1人以上
- ③ 介護従業者 6人以上

2 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

3 計画作成担当者は、入居者の利用申し込みに係る調整及び認知症対応型共同生活介護計画の作成を行います。

4 介護従業者は、入居者の心身状況等を的確に把握し、介護その他の日常生活上の世話、その他必要な援助を行います。

(利用定員)

第5条 事業所の入居者の定員は18人です。

(サービスの内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、認知症対応型共同生活介護計画を作成して、1日3回の食事の提供、1週に2回以上の入浴の提供、入浴、排泄、食事等に際しての介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練、その他必要な援助を行うものとします。

(利用料その他の費用の額)

第7条 グループホームあおぞらの利用料は、次のとおりです。

① 介護サービス費

イ) 法定代理受領分

① 厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の額の1割

② 一定以上所得がある方は、厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の2割又は3割

ロ) 法定代理受領分以外 厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の額

② 家賃 1ヶ月 130,200円※1

③ 食材費(1日当り) 1,080円 ※2

④ 共益費(1日当り) 600円

⑤ 水道光熱費(1日当り) 954円

⑥ 教養娯楽費(1日当り) 108円

※1 家賃の中途入居の場合の日割り日額は4,340円とし、その詳細は契約書別紙にて定めます

※2 入院外泊で3食欠食の場合のみ減額

2 次の各号に掲げる費用は、予め入居者及び身元引受人、連帯保証人、代理人(以下「身元引受人等」という)に対して説明を行い、その同意を得た上で、別途実費を徴収します。

① 理美容代

② おむつ代

③ おやつ・嗜好品代

④ 行事費・行事食代

⑤ 個人的に設置する電話代や冷蔵庫などに係る費用

⑥ 各種レクリエーションに係る個人的消費の費用

(入居及びサービス利用にあたっての留意事項)

第8条 入居者が浴室及び機能訓練室の器具等を利用する場合は、事業者の立会いのもと行うものとします。

2 入居者が共同生活住居から外出する場合は、事業所の従業員の許可を受けた上で行います。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業所の従業員は、指定認知症対応型共同生活介護を実施中に、入居者の病状等に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに医師に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告します。

2 指定認知症対応型共同生活介護を実施中に、天災その他の災害が発生した時は、入居者の避難等の措置を講ずるとともに、管理者に連絡の上、その指示に従います。

(相談、苦情に対する対応)

第10条 事業者のサービスに関する入居者や身元引受人等からの苦情、要望、相談等は常設の窓口と担当者を置き迅速な対応を心がけます。行政窓口への連絡も可能です。

・担当者 ホーム長(原則として時間曜日に関係なく受付) 電話042-795-2634

・町田市介護保険課 定休日:土・日・祝日 電話042-724-4366

・町田市介護相談員来訪 毎月第3水曜日 14:00~

・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話03-6238-0177

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所内における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所内において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 事業所は、虐待の防止を適切に実施するための担当者を置きます。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えるため、医療法人社団芙蓉会防災計画書に定める事項を遵守し、応援体制のもと統一した行動をとるものとします。

- ・災害時安否確認用ホームページアドレス <http://www.fuyou.or.jp/>

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対して、業務継続計画について周知し、定期的に研修及び訓練を行います。
- ② 業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第14条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

(その他の運営に関する重要事項)

第15条 従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後2か月以内
 - ② 継続研修 年間2回以上
- 2 事業所は、業務上知り得た入居者及び身元引受人等の秘密を保持します。また従業者であった者に、業務上知り得た入居者及び身元引受人等の秘密を保持するために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記します。
 - 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は、医療法人社団芙蓉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。
 - 5 身体的拘束等の適正化について
 - ・入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

- ・身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

第16条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、事業者との合意により入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、本契約書の署名捺印欄に記載する極度額をとします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、次のいずれかの事由により確定するものとします。ただし、事業者は、当該確定前であっても債務の支払いを求めることができます。
 - 一 入居者又は連帯保証人が破産手続き開始の決定を受けたとき
 - 二 入居者又は連帯保証人が死亡したとき
- 4 連帯保証人の請求があった時は、事業者は連帯保証人に対して遅滞なく利用料金の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
- 5 連帯保証人は、身元引受人を兼ねることができます。

第17条（連帯保証会社の利用）

- 1 入居者が連帯保証会社を利用する場合には、連帯保証会社は入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。
- 2 前項の債務保証の内容については別に定めるものとし、入居者及び事業者は本契約と同時に当該債務保証を利用するために必要な手続きをとるものとします。

第18条（身元引受人）

- 1 入居の際には、身元引受人を定めていただくようお願いしております。
- 2 身元引受人は、次の責務を負います。
 - イ 入居者が施設を利用するにあたって施設サービス計画及び医学的管理上必要な説明を受け、入居者と相談の上、意思表示をしていただきます。
 - ロ 入居者が他の医療機関に受診若しくは入院する場合、手続きが円滑に進行するように協力していただきます。
 - ハ 契約終了の場合、適切な受け入れ先の確保に協力していただきます。
 - ニ 入居者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他の必要な措置をお願いします。
 - ホ 身元引受人は、連帯保証人を兼ねることができます。

第19条（福祉サービス第三者評価の実施状況）

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

附則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

平成17年4月1日 一部改正、平成18年4月1日 一部改正、平成25年12月1日 一部改正、
平成26年4月1日 一部改正、平成27年8月1日 一部改正、平成28年7月18日 一部改正、
平成30年4月1日 一部改正、平成30年8月1日 一部改正、令和元年10月1日 一部改正、
令和2年4月1日 一部改正、令和3年4月1日 一部改正 令和5年5月1日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正

認知症対応共同生活介護、グループホームあおぞらの利用に際し、契約書並びに本書面で重要な事項について説明を行いました。

年 月 日

<事業者>

所在地 東京都町田市南町田3-43-1

名称 医療法人社団 芙蓉会 グループホームあおぞら

<説明者>

所属

氏名

印

私は、本書面に基づき、事業者から認知症対応型共同生活介護 グループホームあおぞらの利用について、重要事項説明書に基づきサービス内容及び重要な事項の説明を受けました。

年 月 日

<入居者>

住所

氏名

印

年 月 日

<連帯保証人>

住所

氏名

印

入居者との関係：()

年 月 日

<身元引受人>

住所

氏名

印

入居者との関係：()

年 月 日

<代理人>
(後見人等)

住所

氏名

印

入居者との関係：()

(2024年4月1日版)